

館山市 地域防災力向上計画

1. 自助・共助の取組

災害による被害を最小限に止め、被害の拡大を阻止し、自らの生命を守るためには、住民は「自分の身は自分で守る」という自助の防災意識を高めるとともに、隣近所や町内会及び自主防災会等の防災活動に積極的に参加することで、実際の災害に対応する共助の防災力を身につける必要がある。

(1) 自主防災組織の育成・活性化

① 現状及び課題

本市は、房総半島南部に位置し、人口48,460人を有する安房地域の中心都市である。しかしながら、少子高齢化による人口減少が進み、高齢化率も33.0%と高くなっているため、地域コミュニティの希薄化と自主防災力の低下が懸念されている。

地域防災活動の中心的役割を担う自主防災組織の設置率は95%と高いが、現状の自主防災活動は、防災意識が高い一部の町内会長等がリーダーとなって活動している状況であるため訓練実施地区の拡大及び継続性の確保が課題となっている。地域防災力を高めていくためには継続的な訓練が必要であるため、地域防災リーダーの存在が必要となる。

② 基本方針

1. 自主防災活動を活性化させるため、自主防災活動の重要さや災害時の共助の役割を理解する地域防災リーダーを育成し地域に配置する。
2. 地域防災リーダーを中心として、地区内の自主防災活動を活性化し、共助の輪を広げる。
3. 防災リーダー同士の連携を通じて、他地区の自主防災会との交流や合同訓練等の広域的な自主防災活動に展開させていく。

③ 目標（平成28年度末まで）

1. 防災士を50名養成し、自主防災組織へ地域防災リーダーを配置する
(平成26年度末：防災士12名)
2. 防災士の個々の活動を支援し情報共有を図り、継続的な活動を図るための防災士連絡協議会を設置する。

④ 具体的な取組

地域防災活動に必要な基礎知識や能力等を習得するための防災士養成講習を開催し、地域防災リーダーを育成するとともに、館山市防災士連絡協議会を設置する。

2. 避難環境の整備推進

本市では、今後 30 年以内に東海地震による津波被害や南海トラフ巨大地震・津波に備えた対策が急務となっている。特に津波発生時の自助・共助の活動支援が重要であるため、住民等の迅速な避難行動の確保のための取組みが必要である。

また、避難完了後には、長期間の避難所生活を強いられる要配慮者等を対象とした避難所の環境改善に取り組む必要がある。

(1) 防災備蓄倉庫の新設（災害時要配慮者対策）

① 現状及び課題

本市は、千葉県が公表した東京湾北部地震の被害想定をもとに、避難者数の想定を約 5 千人/日として、災害備蓄品を整備している。避難生活の改善を図るために、本市では、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組み指針」に基づき、食糧備蓄については、高齢者や乳幼児等にも対応できる食糧の備蓄を進め、また、避難所の資機材についても、避難所生活の環境改善のための資機材の充実を図っているとことである。

現在、防災備蓄を行っている市指定避難所等は 13 か所あるが、内 5 か所は学校施設の空部屋を活用しており、管理体制や備蓄スペースの課題を抱えている。また屋外の防災備蓄倉庫についても、要配慮者対応の備蓄を進めるとともに手狭になり、収納スペースが不足し、適正な管理、運びだし等が困難な状況にある。

想定される大地震・津波災害に対して、要配慮者対策に視点を置いた避難所環境の整備及び適切な避難所運営を行うためには、備蓄スペースの確保が最大の課題となっている。

② 基本方針

市指定避難所となっている小学校等に災害時要配慮者対応の非常食や避難所資機材を整備拡充するために、災害備蓄倉庫の未整備及び不足箇所には災害備蓄倉庫を新設する。

③ 目標（平成 31 年度末まで）

市指定避難所等 11 箇所（小学校 10、4 号館 1）へ災害備蓄倉庫を 16 棟整備する
（平成 26 年度末：屋外防災備蓄倉庫 7 棟、整備率 30%（必要数 23 棟））

④ 具体的な取組

市指定避難所等 11 箇所の屋外に防災備蓄倉庫を 16 棟整備する。

内訳 9.27 m²（3 坪）× 15 棟（2 棟×5 箇所、1 棟×5 箇所）

6.57 m²（2 坪）× 1 棟 災害対策本部（1 棟×1 箇所）

(2) 津波避難誘導路面シートの整備（拡充）

① 現状及び課題

本市では、過去の津波災害の状況や最大津波のシミュレーションにより、津波浸水危険地域を設定して対策を進めている。東日本大震災後の市民アンケートでは、津波発生時の住民の避難行動について、避難意識の低さと避難行動の遅れが課題として現れている。

課題への対応策として、津波情報を確実に住民や来訪者等へ伝え、迅速な避難行動につなげるために海岸部への防災行政無線の増設等を推進してきた。

平成 25 年度からは土地勘の無い来訪者等でも津波避難場所までスムーズに避難できるように、津波避難場所の案内地図標識や避難誘導するための路面シートを整備している。

津波避難誘導路面シートは、津波浸水危険区域内（海拔 5m以下）を中心に、26 年度末現在 300 枚が設置されており、海拔の低い海岸エリアは整備が概ね完了したところである。平成 27 年度は、津波危険区域内の海拔が高い地区（概ね 5m以上）への設置が残されている状況である。

② 基本方針

津波情報を把握した時点で、住民や観光客等が速やかに避難行動に移り、安全な避難場所までスムーズに移動できるように、津波避難経路上に避難誘導路面シートを設置する。

また、路面シート整備を契機として、各地区住民に避難経路を把握してもらいながら避難訓練の継続実施に結びつけ、住民個々の防災力の向上につなげる。

③ 目標（平成 27 年度末まで）

27 年度中 100 枚 12 地区へ新規設置

（これまで：25 年度 36 地区 200 枚、26 年度 8 地区 100 枚）

④ 具体的な取組

12 地区に津波避難場所までの避難経路を設定してもらい、その避難路の途中の交差点や分岐点等に避難方向を示す路面シートを 100 枚設置する

○シートへ表示する内容：避難場所名称、避難の方向、避難場所までの距離、

シートの特徴：蓄光機能を持たせることで、夜間の避難誘導が容易となる

（3）津波監視カメラの整備

① 現状及び課題

本市の津波の被害想定では、元禄地震津波の再来及び南海トラフ地震津波の被害が想定されているが、いずれも最大津波高は 10m 以上である。高さ 10m の津波が館山市の市街地へ来襲した場合の浸水エリアを考慮した場合、避難の目安は海拔 10m 以上となっている。市の人口は 48,460 人であるが、館山湾（内湾）に面し、海拔 10m 以下に常住している人口が概ね 23,000 人程度と推定され、割合としては人口の 47% が海拔 10m 以下に常住している現状である。このような中で、高さ 10m の津波が来襲した場合には、甚大な被害が発生することが予想される。現在、津波警報等が発表された場合は、防災行政無線等により、広く住民に避難広報を行っているが、現状の対応よりも更に人的被害を減少させるためには、津波来襲の状況を実に把握するとともに、いち早く住民に伝達し、避難行動を促す必要があると考えている。

② 基本方針

津波被害からの命を守るためには、いち早い津波情報の把握及び伝達と避難行動の開始である。現状では津波警報等の津波情報を受けて、防災行政無線等を使用し避難指示等を発している状況である。今後は、発表される津波情報だけでなく、可能な限り津波来襲の状況を把握し、避難広報に活かしながら迅速な避難につなげていく。

③ 目標（平成29年度）

津波監視カメラ 1台設置

設置場所：館山市船形地内 標高50m 崖観音観音堂（大福寺）

④ 具体的な取組み

館山湾が一望できる市内北部の崖観音に津波監視カメラを設置

<機能>・防災担当課内PCでカメラを統制しリモート操作を行う

・360倍ズーム、30倍光学ズーム、カメラ左右360°、上下90°のリモート操作が可能

・動画データは14日間保存

・電源は商用電源

<運用>

（災害時）

・地震発生後から館山湾口（東京湾の洲崎方面）を監視し、津波到達前から、海面変動等を注視する。第1波及び到達時間が不明な津波第2波、3波の監視に有効である。海面変動を確認した場合は直ちに防災行政無線等により避難指示の放送を行い、迅速な避難行動につなげる。

・災害発生後の被災状況（津波被害、火災発生）の把握及び応急対応に活かす。

（平常時）

・ライブカメラとして固定動画を市ホームページから一般配信

（4）指定避難場所の標識整備

① 現況及び課題

館山市では、災害時指定避難場所を85箇所指定し、災害時の避難場所として確保している。指定避難場所の周知方法として、災害別を考慮しない「緑十字マーク」の避難場所標識を設置していたため、地震や津波などの災害時に適切な避難場所なのか解らず避難している状況も生じていた。今後は、避難者が安全な場所へ確実に避難できるよう、災害別の分かりやすいピクトグラムを表示した指定避難場所の標識設置を進める必要がある。

○指定避難場所85箇所のうち、災害別標識整備済29箇所 整備率34%

（H27.4.1現在）

② 基本方針

地震、津波、土砂災害などの大規模災害時に、住民や観光客などが迅速かつ確実に安全な指定避難場所に避難できるように、災害別のピクトグラムを使用した避難場所標識を整備する。









③ 目標（平成29年度末まで）

指定避難場所（実数85箇所）のうち、災害別ピクトグラムの標識が未設置となっている、55箇所の全てに災害別の避難場所標識を設置する

④ 具体的な取組

指定避難場所に以下のような災害別のピクトグラムを表示した標識を設置する。

指定避難場所の標識の設置状況

標識の表示内容	必要な標識の数	災害別標識設置済	旧標識 (緑十字マーク)	標識未設置	災害別標識が必要な数
津波 	22	0	0	22	22
津波避難ビル 	18	18	0	0	0
地震 	2	0	0	2	2
地震・津波 	13	1	12	0	12
地震・津波・風水害 	8	7	1	0	1
風水害 	7	0	0	7	7
風水害・地震 	13	2	11	0	11
風水害・地震・津波避難ビル 	1	1	0	0	0
合 計	85	29	24	31	55

・指定避難場所の実数:85箇所(風水害、地震、津波、津波避難ビル)

(5) 避難所での無線機の整備

① 現状及び課題

平成27年度に館山市内の小学校や一部公民館に災害時の通信手段として半固定式無線機を配備した。しかしながら、その無線機は市災害対策本部と避難所との通信用であり、各避難所内や避難所周辺との通信としては使用することができない状況である。

② 基本方針

避難所運営に際し無線機を配備することにより、避難所間での物資の相互供給や避難者の安否情報の共有、在宅避難者・自主避難者の情報収集、福祉避難スペースの空き状況の共有などが図られ、円滑な避難所運営ができるようになる。

③ 目標（平成28年度末まで）

館山市指定避難所（各小学校）へ無線機を配備し、避難所内外での通信手段を確保する。

④ 具体的な取組

無線機を33台購入し、各指定避難所（各小学校）へ3台ずつ配備する。

<機能>・防塵、防水性

- ・約14時間の運用が可能
- ・デジタルノイズキャンセリング機能

(6) 公共施設への災害用ヘリサインの整備

① 現状及び課題

東日本大震災以降、消防防災ヘリコプターが救助活動にあたる際、飛行及び救助の目印となる「災害用ヘリサイン（対空表示）」の重要性が全国的に見直されてきた。また、南海トラフ巨大地震で津波の大きな被害が想定されている西日本では公共施設の屋上に施設名を表示する自治体が増えている。このような中、館山市では南海トラフ津波対策特別強化地域の指定や首都直下地震の脅威にさらされている状況であるが、ヘリサインが整備されていない。大規模災害によるヘリコプター等による上空からの災害救助活動等を想定し、公共施設の屋上へ施設名を表示する必要がある。

② 基本方針

ヘリサインを整備することにより、館山市の地理に不慣れな他機関からの応援ヘリコプター部隊が上空から活動場所の特定を容易にすることができる。また、指定避難所等へ整備することにより、円滑な救助活動につながる。

③ 目標（平成31年度末まで）

館山市役所本館、各小学校、各中学校（計16箇所）へヘリサインを整備する。

④ 具体的な取組

表示方法については、下図のとおりとする。

施設名	表示方法	施設名	表示方法	施設名	表示方法	施設名	表示方法
市役所本館	館山市役所	館山小	館山小	豊房小	豊房小	一中	館一中
船形小	船形小	西岬小	西岬小	神余小	神余小	二中	館二中
那古小	那古小	神戸小	神戸小	館野小	館野小	三中	館三中
北条小	北条小	富崎小	富崎小	九重小	九重小	房南中	房南学園

(7) 防災士及び避難所運営用ベスト購入事業

① 現状及び課題

東日本大震災以降、避難所にて市職員やボランティア等の役割を一目で認識できるような防災ベストの必要性が訴えられてきた。現在館山市では避難所における市職員や防災士、又はボランティア等の役割を表示するベストを整備しておらず、発災時に避難者が一目でどの人に何を聞いたら、またはお願いしたらよいのか分からない環境である。また、災害時要援護者用の表示も整備しておらず、聴覚障害者、視覚障害者等支援が必要な避難者が一目でわからない状況である。良好な避難環境の整備という観点から、避難所運営に携わる者や災害時要援護者等の表示を整備する必要がある。

② 基本方針

防災士及び避難所運営用ベストを購入することにより、避難者や災害時要援護者へきめ細やかな支援を実施することができる。

③ 目標（平成29年度末まで）

防災士及び避難所運営用ベストを400着購入する。

④ 具体的な取組

防災士及び避難所運営用ベストを各避難所（30箇所）へ10着ずつ整備する。また、50着を防災士へ、50着を要援護者用として整備する。